

北海道労働局小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別で見ると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

(1) 団体以外の構成員

- ア 構成員の取組に関する情報交換
- イ 健康づくりの観点からの行動災害防止対策の啓発
- ウ 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- エ 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- オ 構成員のSAFEコンソーシアムへの参加及び構成員・構成員等の連携による取組のSAFEアワードへの応募

(2) 団体構成員

小売業SAFE協議会で作成した周知用資料の周知等

3 構成員及びオブザーバー

別添のとおり

4 開催頻度

半期に1度程度（6月及び11月を目安に開催する）

5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。事務局は、北海道労働局労働基準部安全課とする。